令和2年度 第3回長岡市地域公共交通協議会

参考資料

議決事項	
第1号 自家用有償運送の登録申請に係る法律(抜粋) 第2号 令和3年度事業計画(案) 概要	···1 · 2
(1)長岡市地域公共交通計画の策定について	···3 • 4
(2)路線バス及び公共交通空白地有償運送(小国地域、川口地域、 山古志地域・太田地区)の効率的な運行の検討	···5~8
(3)栃尾地域デマンド型乗合タクシーの本格運行の実施	9
(4)和島地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行の実施	···10
(5)寺泊地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行の実施	···11
(6) 自家用車から公共交通への乗り換えについて利便性向上を目指 した寺泊駅前広場整備(造成工事、舗装工事)	···12 · 13
(7)意識啓発活動の推進(小学校や高齢者を対象としたモビリティ マネジメント教室)	···14
(8) 新たな公共交通システムについて	···15
(9)新型コロナウイルス対策事業について	···16
その他 新型コロナウイルス感染拡大による公共交通への影響について	···17
令和3年1月の大雪による公共交通への影響について	18

議決事項 第1号 自家用有償運送の更新登録申請に係る法律(抜粋)

【道路運送法】

(登録の有効期間)

- 第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間(次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に 係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次の各号に掲げる場合につい ては、それぞれ当該各号に定める期間とする。
 - 一 次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合(次号に掲げる場合を除く。) 三年
 - イ 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
 - ロ 第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き 起こしていないこと。
 - ハ 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。
 - 二 第七十九条の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者である場合又は次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者であつて前号イからハまでのいずれにも該当する場合 五年

(平一八法四○・追加、令二法三六・一部改正)

(有効期間の更新の登録)

- 第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところ により、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。
- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

1

議決事項 第1号 自家用有償運送の更新登録申請に係る法律(抜粋)

【道路運送法施行規則】

(有効期間の更新の登録)

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により<u>有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない</u>。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 第五十一条の二に規定する事項
- 五 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
- 3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。
- 4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

(1)長岡市地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画策定の理由

令和2年11月27日「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、「地域公共交通網形成計画」が「地域公共交通計画」に改められ、地方公共団体の作成が努力義務として規定された。

また、現行の「長岡市地域公共交通網形成計画」が令和3年度で計画期限となることから、長岡市の実態に合わせ、計画の見直 しを行うものである。

その他長岡市では、令和3・4年度の2か年で、市の情勢の変化に合わせて「立地適正化計画」を見直す予定であり、「長岡市地域公共交通計画」も、同じ時期に策定し、連携を図るものとする。

2 地域公共交通網形成計画との主な相違点

- 計画策定の努力義務化
- ・定量的な数値目標の設定、毎年度の分析・評価等
- ・地域における輸送資源の総動員
- ・運行費補助について、計画と補助制度の連動化

3 地域公共交通調査等事業(国庫補助金)

計画の策定については、国庫補助事業である「地域公共交通調査等事業」となるため、国庫補助金の活用を予定。

4 今後の予定

「長岡市地域公共交通網形成計画」の評価を実施し、令和3・4年度にかけて策定を行う。令和3年度は、国庫補助金の交付決定後(令和3年6月予定)、事業者に委託発注を行う。

·委託名 : 長岡市地域公共交通計画策定業務委託(仮称)

・発注者 : 長岡市地域公共交通協議会

・発注形式 : 簡易評価型プロポーザル方式による事業者選定(予定)

・公告の時期: 令和3年4月中旬(予定)

-令和3年度スケジュール(予定)-

6月 事業者と委託契約(事業着手)

6~9月 現況分析

9~12月 住民アンケート調査、利用者アンケート調査

11~1月 現況の課題整理

-令和4年度スケジュール(予定)-

4~6月 長岡市地域公共交通網形成計画の評価実施

7~9月 交通事業者ヒアリング実施

10~12月 計画目標の設定

1~2月 パブリックコメントの実施

3月 計画策定

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための



国十交诵省

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年11月27日施行)

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法•道路運送法】

- 〇地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成
- ・地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成を努力義務化
- ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、
- 福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け
- ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応 (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等 ⇒データに基づくPDCAを強化
- 〇地域における協議の促進
- ・乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に通知
- ・通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施
- 計画への影響等も踏まえ、地域の協議会で議論し、国に意見を提出

地域公共交通網形成計画(H26改正) (市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成) まちづくりと連携した 地域公共交通ネットワークの形成の促進 地域公共交通計画(今回改正後)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成

まちづくりと連携した 地域公共交通ネットワークの形成

輸送資源の総動員

地域における

メニューの充実やPDCAの強化により、 持続可能な旅客運送サービスの提供の確保



地域公共交通網形成計画の 策定状況



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

- ○路線バス等の維持が困難と見込まれ る段階で、地方公共団体が、関係者と 協議してサービス継続のための実施 方針を策定し、公募により新たなサー ビス提供事業者等を選定する「地域旅 客運送サービス継続事業」を創設
- ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の 実情に応じて右の①~⑥のいずれ かによる旅客運送サービスの継続 を実現

実施分化であるメニュー例

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による 継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- デマンド交通(タクシー車両による乗合運送 (区域運行)) による継続
- ④ タクシー (乗用事業) による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設 等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化 交通事業者協力型自家用有償旅客運送

〇過疎地等で市町村等が行う自家 用有償旅客運送について、バス・ タクシー事業者が運行管理、車両 整備管理で協力する制度を創設 ⇒運送の安全性を向上させつつ、

- 実施を円滑化 ○地域住民のみならず観光客を含
- む来訪者も対象として明確化 ⇒インバウンドを含む観光ニーズ へも対応

自家用有償旅客運送者 過疎地域等の (市町村等) 交通事業者 市町村等が使用権原を (バス・タクシー) 有する白家用白動車 ノウハウを活用して、運行管理 車両整備管理に協力 期待される効果 【利用者】 安全、安心な交通サービスの提供 車両整備管理 【自家用有償主体(市町村等)

貨客混載に係る 手続の円滑化

○鉄道や乗合バス等における 貨客混載を行う「貨客運送 効率化事業」を創設

⇒旅客・貨物運送サービス



既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

○【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダ イヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上 や運行の効率化に支障

また、独占禁止法のカルテル規制に抵触するおそれ から、ダイヤ、運賃等の調整は困難

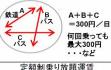
〇【改正案】「地域公共交通利便増進事業」を創設

⇒路線の効率化のほか、「等間隔運行」や「定額制 乗り放題運賃 |「乗継ぎ割引運賃(通し運賃)|等 のサービス改善を促進

併せて、独占禁止法特例法により、乗合バス事 業者間等の共同経営について、カルテル規制を 適用除外する特例を創設



等間隔運行



MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

○MaaSに参加する交通事業者等が 策定する新モビリティサービス事

業計画の認定制度を創設 ⇒交通事業者の運賃設定に係る 手続をワンストップ化

○MaaSのための協議会制度を創設 ⇒参加する幅広い関係者の協 議・連携を促進



MaaSの事例 (伊豆地域) ADI



一括フリーパスの提供

業務負担の軽減、運行ノウハウの活用

交通インフラに対する支援の充実 【地域公共交通活性化再生法·物流総合効率化法】

○鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制

- 度の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフ ラの整備を追加(※予算関連)
- ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた 鉄道の整備
- ⇒交通ネットワークを充実

住民ドライバー

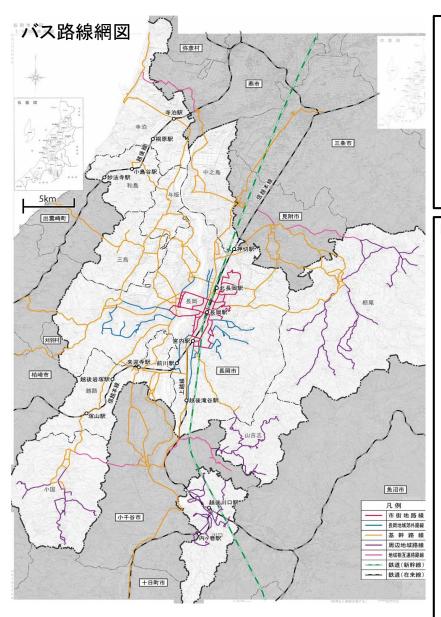
- 物流総合効率化法に基づく認定を受けた物流拠点 (トラックターミナル等)の整備
- ⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進



物流拠点

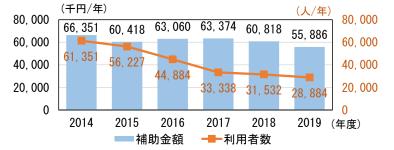
4

(2)路線バス及び公共交通空白地有償運送(小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区)の効率的な運行の検討

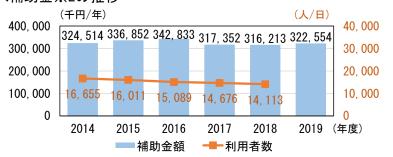


- ・路線バス利用者は過去5年で15%減少し、公共交通空白地有償運送利用者 は過去6年で53%減少している。
- 利用機会の多い学生等の年代人口の減少や高齢化による外出機会の減少、 運転免許保有率の増加によるものと考えられる。
- ・公共交通空白地有償運送においては、学校の統合によるスクールバス運行 開始や、路線バス延伸が利用者の減少の要因となっている。
- ・路線バスにおいては運行見直し、また新規施設への乗り入れ便の新設、乗り方教室などを行い、公共交通空白地有償運送においても運行時間帯や便の見直しや児童との混乗などを実施してきた。
- 今後もより効率的な見直しに向け、様々な移動手段を含めて検討を進める。

■公共交通空白地有償運送補助金※1の推移



■路線バス補助金※2の推移



※1:地域が主体となって運営している移動サービスに対し交付される補助金

※2:バス事業者が運営している 移動サービスに対して交付 される補助金

(国の補助金における国・県補助分は、長岡市内の距離を按分して算出)

(2)路線バス及び公共交通空白地有償運送(小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区)の効率的な運行の検討

【小国地域生活交通】

〇運行内容

運行主体:NPO法人MTNサポート

運行形態: 【大貝地区】コミュニティバス

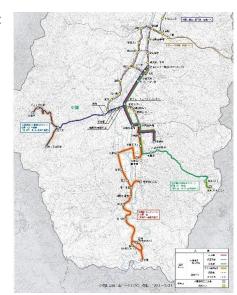
【八王子地区、法末地区】乗合タクシー

運賃 : 大人200円、小学生100円、バス区間のみ回数券、定期券

運休日: 土日祝日、年末年始(12/31~1/3)

(八王子地区 月・水・金運行、法末地区 火・木・土運行)

路線:



〇取り組み状況

H24 運行開始

H27 土曜、第3日曜 減便、八王子・法末線をデマンドタクシー化

H29 地域内小学校統合、減便

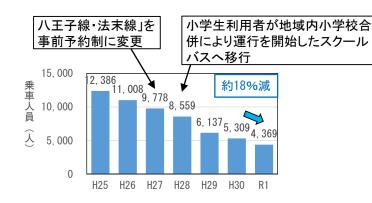
H30 車両小型化

R1 バス停新設・廃止、時刻表変更

R2 運行ルート、便数の見直し

〇実績

■全路線計

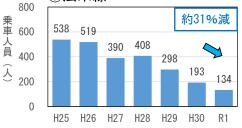


■各路線別





③法末線



	【参考	,地 :	域人	ロの	推移		
8, 000	6, 022 490	5, 870 468	5, 713 446	5, 575 420	5, 468 405	5, 298 385	5, 135 353
4, 000	3, 201	3, 074	2, 934	2, 812	2, 737	2, 609	2, 489
2,000	2, 331	2, 328	2, 333	2, 343	2, 326	2, 304	2, 293
v	H25	H26 ■65歳以	H27 以上	H28 ■15~64≴	H29 裁 ■1	H30 5歳未満	R1

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	(合計)	12, 386	11, 008	9, 778	8, 559	6, 137	5, 309	4, 369
	運行便数	5, 960	4, 920	4, 900	4, 900	4, 410	4, 392	4, 302
大貝線	利用者数	11, 546	10, 249	9, 147	7, 825	5, 595	4, 924	4, 084
	1便当たり	1.9	2. 1	1.9	1.6	1. 3	1.1	0. 9
	運行便数	616	616	207	201	176	142	110
八王子線	利用者数	302	240	241	326	244	192	151
	1便当たり	0.5	0.4	1. 2	1.6	1.4	1.4	1.4
	運行便数	616	620	267	229	174	146	105
法末線	利用者数	538	519	390	408	298	193	134
	1便当たり	0. 9	0.8	1.5	1.8	1. 7	1. 3	1. 3

【川口地域生活交通】

〇運行内容

運行主体:NPO法人くらしサポート越後川口

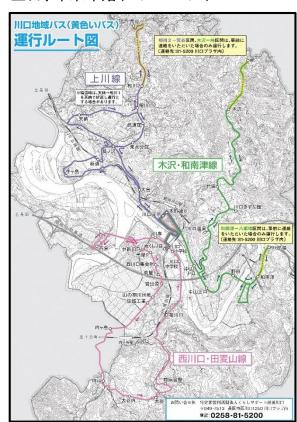
運行形態:コミュニティバス

運賃:大人200円、小学生100円、回数券、

定期券(NPO会員限定)

運休日: 土日、年末年始(12/31~1/3)

路線:



〇取り組み状況

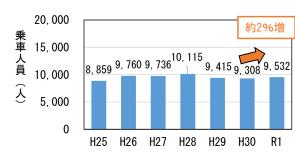
H25 運行開始

H28 定期券販売開始(NPO法人限定)

起終点を川口支所からぬくもり荘に変更し、便数見直し。

〇実績





■各路線別





③木沢・和南津線

乗 6,000 車 人 4,000 員 2,000

0

8,000

8.000

乗 6,000 車 人 4,000 員

入 2,000

0

H25	H26	H27	H28	H29	H30	

3, 823 4, 083 3, 599 3, 597 3, 393 3, 409 2, 913 人 6,000 4,000 ∑ 4,000 2,000

0

【参考 地域人口の推移】



		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	(合計)	8, 859	9, 760	9, 736	10, 115	9, 415	9, 308	9, 532
西川口	運行便数	1, 799	1, 806	1, 820	1, 813	1, 799	1, 806	1, 776
•	利用者数	3, 307	3, 899	3, 993	4, 388	3, 835	3, 718	4, 562
田麦山線	1便当たり	1.8	2. 2	2. 2	2. 4	2. 1	2. 1	2. 6
	運行便数	1, 799	1, 806	1, 820	1, 813	1, 799	1, 806	1, 776
上川線	利用者数	1, 729	1, 778	2, 144	2, 130	2, 187	2, 181	2, 057
	1便当たり	1. 0	1.0	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2
木沢	運行便数	1, 799	1, 806	1, 820	1, 813	1, 799	1, 806	1, 776
•	利用者数	3, 823	4, 083	3, 599	3, 597	3, 393	3, 409	2, 913
和南津線	1便当たり	2. 1	2. 3	2. 0	2. 0	1. 9	1.9	1. 6

約15%減

【山古志地域生活交通】

〇運行内容

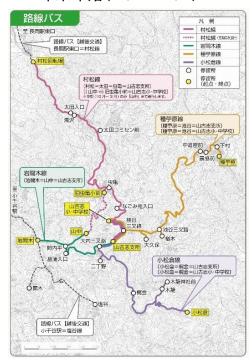
運行主体:NPO法人中越防災フロンティア

運行形態:コミュニティバス

:大人200円、小学生100円、回数券

:日祝、お盆(8/14~8/16)、

年末年始(12/29~1/3)



〇取り組み状況

H26 運行開始

減便 H27

旅客範囲の拡大

便数の見直し(増・減便)

便数の見直し(増・減便) H30

減便、学校行バスとの統合(混乗) R1

便数の見直し(増・減便)

〇実績 H28.11から越後交通路線バスが太田地区 ■全路線計 まで延伸し、太田小中学生が路線バスに移行 50 000 39, 947 36, 281 学校行きバスを統合し 40.000 約10%減 12便を減便 26, 007 30,000 17, 54716, 61414, 900 20,000 10,000 0 H26 H27 H28 H29 H30 有償運送 ■各路線別 ①村松線 ②岩間木線 30.000 15,000 23, 059 21, 113 乗車人員 20,000 約19%減 乗車人員 10,000 約39%減 13, 579 6, 558 10.000 6, 995 5, 663 4, 569 4,694 5.000 $\widehat{\zeta}$ 2, 391 1,098 1,364 832 0 0 H26 H27 H28 H29 H30 R1 H26 H27 H28 H29 H30 R1 有償運送 有償運送 ③種苧原線 4)小松倉線 15.000 15.000 約5%減 乗車人員 (人) 乗車人員 10.000 10,000 約7%增 7, 014 7, 259 5, 843 5, 622 6, 116 5, 783 3, 316 3, 215 4, 194 3, 832 3, 471 3, 716 5,000 5.000 入 0 H27 H28 H29 H30 R1 H27 H26 H26 H28 H29 H30 R1 有償運送 有償運送 H26 H27 H28 H29 H30 R1 利用者数 (合計) 39.947 36, 281 26. 00 17. 54 16, 614 14.900 地域人口の推移】 【参考 4, 573 5. 522 4. 673 3, 435 運行便数 4 741 4 531 23, 059 13, 579 1.500 利用者数 21, 113 6, 995 5, 663 4,569 村松線 人 1, 200 口 1.154 1.112 便当た 4.9 3.0 1.3 1.071 1,053 1,010 963 運行便数 2, 495 2, 328 2, 286 2, 083 1, 352 1, 282 利用者数 6, 558 4,694 2, 391 1, 098 1,364

525

H27

■65歳以上

600

300

548

H26

491

527

H28

472

534

H29

■15~64歳

445

520

H30

■15歳未満

415

504

便当たり

運行便数

利用者数

便当た

運行便数

利用者数

便当たり

種苧原線

小松倉線

2.6

3, 133

7,014

3, 316

2.0

3,082

7, 259

2, 355

832

0.7

1,820

5,783 3. 2

1,820

3,716

0.5

3, 049

5, 622

2, 599

3, 832

2, 967

6, 116

2,850

1.0

3, 199

5, 843

2, 585

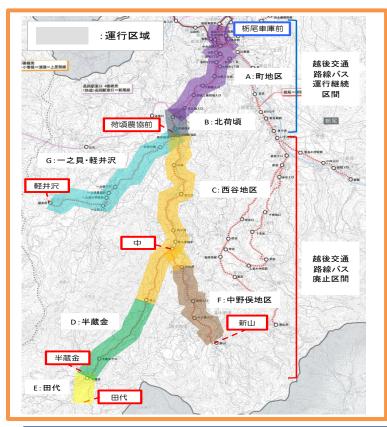
4, 194

- (3) 栃尾地域デマンド型乗合タクシーの本格運行の実施
- ◆令和元年10月~令和3年1月 景虎号利用実績(計画便数2,445便)

	利用者数(人)	運行便数(便)	稼働率(%)
累計	2,955	1,525	62.4

◆本格運行区域

「A:町地区~B:北荷頃」区間内での乗降も可能に。





◆令和3年4月1日~ 本格運行

- ・実証運行と変わらず、土日祝日含む毎日運行(6便/日)。令和3年3月31日に廃止するバス路線「荷頃線」の区間を含む。
- ・国庫補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)を充当予定。

◆令和3年4月~新設

- (4)和島地域におけるデマンド型乗合タクシー実証運行の実施
- ◆令和2年10月~令和3年1月 わし麻呂号利用実績(計画便数 366便)

	利用者数(人)	運行便数(便)	稼働率(%)	与板発着(人)
累計	139	93	25.4	15

12月~ <u>6便/日 ⇒ 9便/日 体制に変更(13時便は10·11月のみ)</u>。 2月26日まで9便/日体制を継続。

※午前便は、一定の需要があることが確認できた。

◆実証運行区域

和島地域全域+与板地域2地点(仲町バス停、よいたコミュニティセンター)を目的地指定。 運行は、ドアツードア方式。



支所発	利用者(人)	運行便数(便)	計画便数(便)	稼働率(%)
8:00	16	14	49	28.6
9:00	42	26	49	53.1
10:00	30	19	49	38.8
11:00	32	19	49	38.8
12:00	13	10	49	20.4
13:00	0	0	25	0.0
14:00	4	4	24	16.7
15:00	0	1	24	4.2
16:00	2	0	24	0.0
17:00	0	0	24	0.0

◆利用促進策

令和2年12月末、利用促進チラシを和島地域全戸配布。

タクシー事業者に電話をかけにくいといった生活交通検討委員会での意見より、 実証運行する寺泊交通㈱の運転手、受付事務員の写真を掲載し、利用者の心理 的ハードルを下げるようにした。



◆令和3年度の計画

4月~9月 実証運行継続(予定)

実証運行でのニーズを見極め、10月 以降の運行について協議する。



利用者数 運行便数 稼働率 利用目的 など

協議

運行頻度 運行時間帯 運行エリア 運賃 手続き方法 など

(5)寺泊地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行の実施

◆計画の経緯

公共交通空白地が広がる寺泊地域では、高齢化に伴い、 生活交通確保が兼ねてより懸念されてきた。

平成27年度 寺泊地域委員会で地域交通対策を検討 開始

平成28年度 寺泊地域で地域交通アンケートを実施 (対象:718世帯 回答:359世帯)

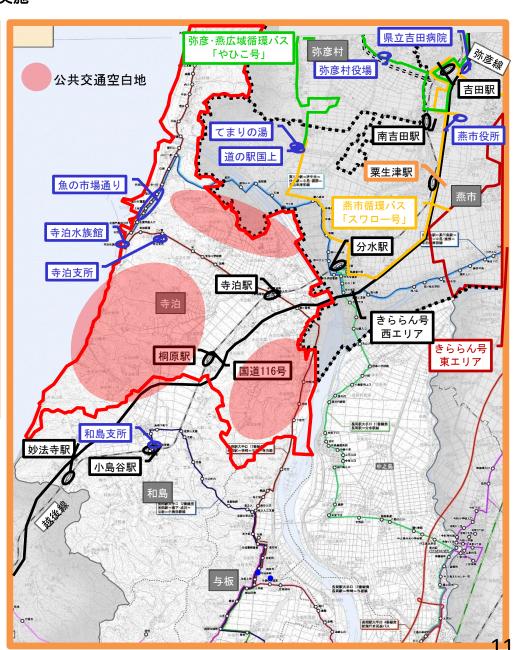
平成29年度 小国地域生活交通確保事業の概要について、コミュニティバスを運行する、MTNサポートの講演を受ける。

平成30~令和元年度 寺泊地域委員会で対策を検討

令和2年度 寺泊地域生活交通検討委員会の立ち上げ

◆令和3年度の計画

寺泊地域生活交通検討委員会と意見交換しながら、運行計画を立て、令和3年度内に実証運行を開始する。



(6) 自家用車から公共交通への乗り換えについて利便性向上を目指した寺泊駅前広場整備(造成工事、舗装工事) 【西側 バス回転場】 【中央部 ロータリー】 【東側 P&R駐車場】 B2+10.00 4令和4年度施工 ①令和2年度施工 ②令和3年度施工 ③令和3年度施工 造成工事(駅舎前一部) 造成工事 造成工事 ※降雪状況により繰越 舗装工事(駅舎前一部) 舗装工事 舗装工事 造成工事 さく井工事 さく井工事 舗装工事 散水管工事 散水管工事 散水管工事 照明灯工事 照明灯工事 駐輪場工事 案内看板工事 照明灯 照明灯 照明灯 買収用地 1634-1 <u>80 00m</u> 1635-3 100 09m 1635-5 03 95m 八木 保 (鉄道敷地) 1039-1 東日本旅客飲造 株式会社 第日本旅客飲道 株式会社 1043-2 東日本旅客製造 株式会社 1080-6 東日本旅客鉄造 株式会計 12

(6) 自家用車から公共交通への乗り換えについて利便性向上を目指した寺泊駅前広場整備(造成工事、舗装工事)



(7) 意識啓発活動の推進(小学校や高齢者を対象としたモビリティマネジメント教室)

自家用車で移動することが当たり前となっている生活を振り返り、バスをはじめとする公共交通が身近なものとなるよう、働きかける取組

◆令和元年度実施内容

- 〇中央循環線くるりん沿線の中島小学校2年生を対象に実施
- ○小学校からバスに乗車して越後交通へ
- ○現地でバス事業者から乗り方、バスの死角について、車いすでの乗車方法を説明
- ○乗車券を取る体験や乗車したまま洗車体験

越後交通㈱協力

生徒40名 教員 3名 保護者9名









◆令和2年度実施内容

○新型コロナウイルスの影響により、モビリティマネジメント教室の開催は中止した。

令和3年度実施内容

- 〇小学生や高齢者を対象とした教室を実施(予定)。
- ○実証実験でキャッシュレス決済機器を導入する「くるりん」を活用する教室(案)。
- ○新型コロナウイルスの感染状況を勘案したうえで、実施を検討する。

(8)新たな公共交通システムについて

【目的】

長岡市における今後の公共交通サービスのあり方について知見を深め、地域公共交通網形成計画に位置付けた事業を実施するため「次期計画に向けた方向性」を検討。

【経過と今後の予定】

- ◆R2年度:新公共交通システム勉強会(2回実施)
 - 〇メンバー (有識者, 国, 県, 市, 交通事業者 (公共交通協議会より構成))
 - 〇第1回(令和2年8月5日)
 - ・市の現状、他地域の取組事例、当面の検討課題 etc
 - 〇第2回(令和3年1月27日)
 - ・短中期的な方針(経路検索、バスロケーションシステム、キャッシュレス)、長期的な方針(MaaS)
 - ・事業者事例紹介 etc

◆R3年度:新公共交通システム勉強会(継続)

- 〇メンバー (研究会+77°リ事業者,シェ7事業者,利用者,観光関係者etc)
- <u>〇今後の方向性</u>
 - ・バスロケーションシステムの拡充、更新検討
 - ・キャッシュレス実証実験事業の検証、拡充検討
 - <u>・長岡版Maasの検討(実証実験計画等</u>) etc
- ※勉強会は、必要に応じて開催する。

【期待される効果】

- ・市 民:公共交通の利便性向上・利用普及、移動手段の確保
- ・来訪者:誰もが利用しやすい移動手段の構築

実証実験実施



◆路線バスキャッシュレス導入実証実験

越後交通㈱ 中央環状線「くるりん」に、キャッシュレス決済対応機器 を導入し。効果検証を行う。

令和3年3月20日(土・祝日)~ 運行開始(予定)



(9)新型コロナウイルス対策事業について

<目的・概要>

新型コロナウイルスの影響で利用者の減少が続く、バス やタクシーの利用促進を図るため、R2年度に続き、共通 割引事業を行うもの。

<事業内容(案)>

- 市政だよりに割引券を掲載(約11万部発行)
- ・利用者は下記のいずれかの割引を選択し利用
- ①タクシー乗車500円割引
- ②路線バス・コミュニティバス回数券500円割引
- 利用実績分を協議会が交通事業者に全額補助

<割引対象交通機関(予定)>

- ・タクシー(16社)
- ※長岡市ハイヤー・タクシー共通「タクシーご利用券」取扱事業者
- 路線バス(2社: 越後交通、南越後観光バス)
- ・コミュニティバス(山古志、小国、川口)

<割引期間> 未定

<予算額>

2,000万円 (市から協議会への補助金)

【R2年度実施結果】

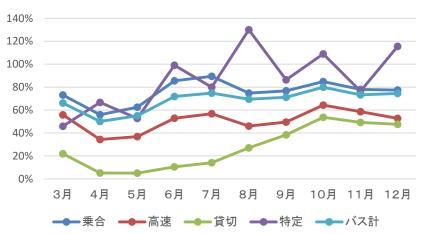
市政だより7、10、12月号に500円割引券を掲載

利用対象	利用枚数	補助額 (円)
タクシー	31,330	15,665,000
バス(回数券)	37,116	18,558,000
コミュニティバス	243	121,500
合計	68,689	34,344,500



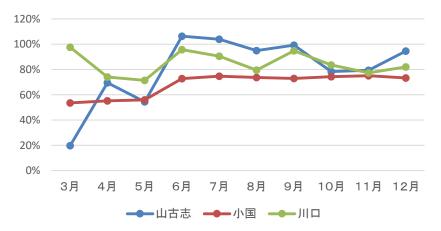
その他 新型コロナウイルス感染拡大による公共交通への影響について





4、5月のコロナの影響と見られる落込みから徐々に回復傾向にあったが、11月以降、県内、首都圏での感染拡大等の影響により、下降。 ※県内高速:12/1~一部運休、県外高速:1/15~全便運休(東京)

コミュニティバス 利用者数の推移(対前年割合)



4、5月のコロナの影響と見られる落込みから回復し、対前年8割前後で推移。

タクシー利用者数の推移(対前年割合)



4、5月のコロナの影響と見られる落込みから徐々に回復傾向にあったが、11月以降、県内、首都圏での感染拡大、移動自粛等により下降。

デマンドタクシー 利用者数の推移



利用者がある程度限定されていることもあり、コロナによる大きな落込みは見られない。和島地域は周知活動に伴い徐々に増加。

その他 令和3年1月の大雪による公共交通機関への影響について

■大雪の状況

- ・1月7日(木)16時、長岡市内に大雪警報発令。11日(月・祝)にかけて断続的に降雪が続いた。
- ・市内各地域の積雪(1月11日時点)

長岡:141cm 中之島:145cm 越路:170cm 三島:162cm 山古志:274cm

小国:270cm 和島:90cm 寺泊:120cm 栃尾:162cm 与板:120cm 川口:250cm

■公共交通機関の状況

路線バス・高速バス

〇路線バス

路線内の圧雪、狭隘箇所多数発生のため、遅延や迂回、バス停の停止等、多数で発生

- ·1/10~ 全路線で運転見合わせ(安全確認後順次再開)
- •1/12、17:00時点の状況

運休・運行見合わせ:15路線

迂回運行:18路線

〇県内高速バス

- •1/8~ 終日運休(新潟1/14~、柏崎1/15~、上 越1/18~運行再開)
- ※12/1~緊急事態宣言のため一部運休

〇県外高速バス

- •東京、大阪 1/8~終日運休
- ※現在は緊急事態宣言のため全便運休

JR(在来線·新幹線)

〇在来線

- •1/8~12 信越本線、上越線、飯山線、越後線で、長岡市内を含む区間で終日運転見合わせ
- ・1/16~新潟支社管内全線で運行再開

〇上越新幹線

•平常運行

コミュニティバス・デマンドタクシー

〇平常運行